

## 香取広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成18年 3 月 27 日

規則第12号

改正 平成18年10月 1 日規則第23号  
平成19年 4 月 1 日規則第12号  
平成20年 3 月21日規則第 3 号  
平成21年 4 月 1 日規則第 8 号  
平成24年 3 月30日規則第 2 号  
平成25年 3 月29日規則第 2 号  
平成27年 3 月 3 日規則第 2 号  
平成31年 3 月 8 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第11号）第 2 条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関しては、香取市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年香取市規則第34号）を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 3 月27日から施行する。

(経過措置)

2 小見川町外 2 町消防組合の解散の日（以下「解散日」という。）の前日において小見川町外 2 町消防組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたもの（以下「継続採用職員」という。）に関しては、解散日の前においてこの規則の規定に相当する小見川町外 2 町消防組合の規則の規定によりなされた承認、決定その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 継続採用職員の初任給、昇格、昇給等に係る期間については、通算する。

4 香取広域市町村圏事務組合職員の職務分類基準に関する規則(昭和59年香取広域市町村圏事務組合規則第3号)は廃止する。

附 則(平成18年10月1日規則第23号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年4月1日(以下「組合統合の日」という。)の前日において北総西部衛生組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたもの(以下「継続採用職員」という。)に関しては、組合統合の日前においてこの規則の規定に相当する北総西部衛生組合の規則の規定によりなされた承認、決定その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 継続採用職員の初任給、昇格、昇給等に係る期間については、通算する。

附 則(平成20年3月21日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月8日規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条)削除

